

令和7年度「きらめき未来プロジェクト きらサポ部門」Q&A

1	Q 非営利のグループ・団体等とあるが、商店街(商工会議所)や企業として申し込みができないか。 A できますが、1 社・1 団体の利益になるようなものではなく、「きらめき秋葉区」に向けた、秋葉区全体の活性化につながるような内容にしてください。 お店や企業の名前でなく、有志のグループやプロジェクト名での申請をお願いします。
2	Q 「自治協議会との協働」というイメージがわからない。 A 補助金や助成金のようにお金だけ渡して終わり、ということではなく、自治協議会も団体のメンバーの一員という形で係らせていただきます。 会議に参加し企画調整を皆さんと一緒にしたり、普段つながりがないような団体・個人とのつながり・連携を作ったり、広報面でも幅を広げられます。事業実施の成果や課題は、今後の秋葉区に生かすための材料とさせていただきたいと考えています。
3	Q 「協働」の意味は？ ①やりたいことが決まっていて、それに対する支援なのか。 ②課題だけを提案して解決方法を一緒に検討するものなのか。 A どちらも協働と考えていますが、「お金だけほしい」というところよりも、「自分たちだけでは解決できないので自治協議会の力を」という方が順位は高くなります。 自治協議会の役割は団体の提案によって変わってきます。課題だけ書くかどうかは、団体の判断に任せますが、やりたいことが決まっている団体が採択されない、ということではありません。書いていただいた希望、やりたいことをもとに「こういう視点を入れてみたら？」「この団体と連携してみたら？」のように、自治協議会と一緒に考えていきます。
4	Q 今まで補助金をもらって実施していたが、今回その補助金がもらえなかった。同じ内容のものを応募してもいいか。また、昨年度このプロジェクトで実施したものについて、同じ内容で応募してもいいか。 A すでに 100%できあがっているものや、今までと全く同じものを実施する内容のものは、優先順位としては下がってしまいます。「きらめき秋葉区」に向けたもの、地域課題の解決につながるもの、という視点で新しい要素を盛り込んでください。
5	Q いくらお金をもらえるのか。また、採択数は何件か。均等に割り振るのか。 A 支払額は提出された申請書などを審査したうえで決定しますので、希望する金額について全額は支出できない場合があります。 1 事業の上限は 40 万円ですが、全体の予算総額が決まっています。仮に予算総額を超える応募、採択があった場合の割り振り内訳は審査により決定します。
6	Q このプロジェクトで 3 万円以上のものを作りたい場合は対象にならないのか。 A 事業終了後に応募団体の所有物になるような 3 万円以上の備品は NG ですが、公共のため、というものであれば対象になります。

令和7年度「きらめき未来プロジェクト きらサポ部門」Q&A

7	Q 支出内訳だけでなく、収入内訳まで書くのは何故か。 A 自治協議会からの委託料は 40 万円が上限ですが、それ以上の事業でも団体からの持ち出しが可能であれば実施していただいて構いません。それを分かりやすく把握するために収入内訳の記入欄を設けました。
8	Q 持ち出し分は無理やり設けなければならないのか。 A 委託料だけでも問題ありません。
9	Q 支出内訳に記載した金額は満額支出してくれるのか。 A 内容を審査、精査したうえで、満額の場合もあれば、そのうちの一部、ということもあり得ます。
10	Q 満額もらえなくて団体に補てんができない場合、事業を縮小せざるを得ないが。 A 難しい場合は、事業の縮小も構いません。
11	Q 応募段階での経費の積み上げは概算でも大丈夫か。 A 問題ありません。予算の中身より、どんなことを行いたいかという内容を知りたいです。委託金額は、採択決定後、事業の詳細を詰めていく中で確定します。
12	Q これから協力者を募る予定。構成員はどのように書けばいいか。 A 2人以上いれば応募できます。人数が少ないから NG ということはありません。 関係団体がたくさんある場合は、主に係る人の団体名にしてください。名簿にも主に係る人の名前を書き、関係団体名は提案書にわかるように書いてください。
13	Q 物品(冊子等)の作製は委託料の対象になるのか。 A 無料のものについては対象になりますが、販売して売り上げが生じるものについては対象になりません。
14	Q 「継続性」が審査基準にあるが、来年度も同じような募集があるか。 A 今年度の第 1 部会事業として取り組んでいるものなので、来年度の実施予定は現在では未定です。「継続性」の基準は、このプロジェクトがなくなっても、効果や活動が継続するかを判断するものです。
15	Q 審査は誰がどのように行うのか。 A 審査は、秋葉区自治協議会の委員が行います。 1 次審査(書類選考)を通過した団体から 2 次審査でプレゼンテーションをしていただきます。最終的に、自治協議会の本会議にはかり、承認を得て、決定となります。 2 次審査の持ち時間などの詳細は、1 次審査の結果通知の際にご連絡します。 なお、応募団体に関係する自治協議会委員は審査に参加しません。

令和7年度「きらめき未来プロジェクト きらサポ部門」Q&A

16	Q 委託料の支払いはいつ頃になるのか。 A 事業終了後, 関係書類を提出していただいてから, 約 1 か月後の支払いになります。新潟市からの入金がある前に支払が必要なものは, 団体が立替えて支払ってください。
17	Q 3 月下旬の自治協議会での結果報告は必須なのか。 A 必須です。採択団体と自治協議会が協働で実施した, ということを団体の皆さんから自治協議会や秋葉区職員に対して報告していただきます。
18	Q 食糧費は対象経費にならないのか。 A イベントでの講師の弁当代等は事業に必要な最低限の経費として対象になりますが, 事業主体の構成員の弁当代は対象外です。食糧費については、原則対象外となるので、必ず事前にご確認ください。